

運動部活動の在り方に関する方針

上峰町立上峰中学校

文化活動についても、文化活動の適性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いとする。

◆ 方針策定の趣旨

運動部活動は、多くの生徒の多様な学びの場として、その果たしてきた教育的な意義は大きく、生徒の健全育成を支えている活動の一つである。特に、生徒が中学校総合体育大会等での活躍を胸に描き、そのために仲間と協力し、努力を重ね、勝つ喜びや負ける悔しさなどの経験をすることは、その心身の発育・発達に大きな役割を果たしている。

しかしながら、今日社会情勢の変化は早く、運動部活動を取り巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制では維持が難しくなり、その存続が危ぶまれている学校の例も見られる。活動内容についても時間をかければよいという量から、短時間で効率的・効果的な質への転換が求められており、運動部活動の在り方について抜本的な改革に取り組む必要がある。

このような情勢の中で、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年2月）が示され、それを基に、佐賀県及び上峰町（平成30年10月）でも順次「運動部活動の在り方に関する方針」が示された。

本校においては、これらを受けて運動部活動に所属する生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに、運動部活動が地域の実態と競技種目の特性に応じて多様な形で最適に実施されることを目指すため、ここに本方針を策定する。

また、各運動部活動においては、次の事項を踏まえ計画的に運営を行うものとする。

- ▶ 生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担等を考慮し、運動部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な運動部活動の取組に関する事柄を示して、適切な運営体制を構築する。
- ▶ 教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組となるよう努める。
- ▶ 異年齢交流の中で、良好な人間関係の構築を図り、活動を通して自己肯定感を高めることができるよう努める。
- ▶ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等「生きる力」を育むことを重視する。
- ▶ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。



1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針策定等

- ① 毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、「年間の活動計画」と併せて、これをHP等で公表する。
- ② 顧問は、「年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）」及び「毎月の活動計画」と「毎月の活動実績」を作成し、校長へ提出する。
- ③ 顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 生徒及び教師の数、運動部活動指導員の配置状況を踏まえ、活動を円滑に実施できるよう適正な数の運動部を設置する。必要に応じ、町教育委員会の指導を仰ぐ。
- ② 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- ③ 生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。
- ④ 運動部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、顧問及び部活動指導員等が十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- ⑤ 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう指導・是正を行う。

2 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につながられるよう運動部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 校長及び顧問は、運動部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に、夏季の運動部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には屋外の活動を、原則として行わない等の対策を講じる。
- (3) 顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。
- (4) 運動部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものにならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期のスポーツ活動に関する研究も踏まえ、以下の基準とする。休養日等の設定について、その判断が困難な場合は、町教育委員会に助言を仰ぐ。
 - ① 学期中の休養日（週当たり2日以上）
 - ・毎月：毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。
 - ・平日：少なくとも1日を休養日とする。
 - ・週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。※大会等により、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を平日に振替える。
※3日以上の子連休がある場合も、週当たり2日以上の子休養日と祝休日中の休養日を適切に設ける。
 - ② 長期休業等における部活動休養日
 - ・学期中に準じた扱いとする。ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、ある程度の子長期休養期間を設ける。
 - ・学校閉庁日は、原則として休養日とする。
 - ③ 活動時間
 - ・平日：長くとも2時間程度
 - ・休業日：長くとも3時間程度（学期中の週末含む）
 - ④ 下校時刻
 - ・活動時間に合わせて下校時刻を設定する。時刻設定に当たっては、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮する。
 - ・下校時刻を超えての延長練習は、原則として認めないが、一部条件付きで承認する場合がある。
- (2) 休養日及び活動時間の設定について
 - ① 月の活動時間の上限の目安を55時間とする。この目安を大きく上回る計画である場合は、事前に校長に届け許可を得る。
 - ② 学校行事や定期テスト前後など、学校全体で部活動を行わない日を設ける。（期末テストは前3日、中間テストは前2日など）

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、季節毎に異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた運動部等の設置を検討する。
- (2) 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 大会参加の見直し

- (1) 生徒に与える教育的意義，生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し，参加する大会・試合等を精査する。活動計画の事前提出の際に，管理職と確認するものとする。
- (2) 土曜または日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう，原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- (3) 県大会規模の大会については，年4回程度の参加を目安とする。

6 大会参加等の交通手段

- (1) 大会・試合等のために他校や他施設への移動が必要な場合，原則として生徒は自転車もしくは公共の交通機関を利用するものとする。
- (2) 保護者運転の自家用車による移動を行う場合には，年度当初に各種保険に加入するなど，不測の事態に対応できるよう保護者との調整を図る。

7 コロナ禍における部活動の取り扱いについて

本校の部活動は，令和3年3月1日付け，教委保第2043号通知（「県立学校における部活動の県外学校やチーム等との交流について」）に準じることとする。

- (1) 県外の学校やチームとの交流について
県外の学校やチームとの交流については3月6日（土）から可能とする。
ただし、これまでに発出された通知等に従い、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、交流実施の可否については、次の点を踏まえ判断する。
 - ・交流先の自治体に、国の緊急事態宣言や各都道府県、各市町村独自の活動自粛要請等が発令されていないこと。また、中央競技団体等より、県外交流自粛等の要請が出されていないこと。
 - ・感染リスクが高いと判断される地域については、引き続き交流を自粛すること。
 - ・交流先の自治体の本県からの往来を規制していないこと。
 - ・交流先の学校が感染による臨時休業等の措置をとっていないこと。
 - ・その他、判断に迷う場合は教育委員会に相談すること。
- (2) 県外の学校やチーム等の交流を行う場合の留意事項について
 - ・県外交流については保護者の理解を得ること。
 - ・不参加を希望する生徒があれば、その意思を尊重すること。
 - ・基本的な感染症対策を徹底すること。
 - ・交流時だけではなく、食事や更衣時、休憩時、会場等への移動時など、あらゆる場面で気が緩むことがないように、終始感染症対策を意識すること。特に公共交通機関や公共の場においては注意すること。
 - ・大会に参加する場合は、各大会における感染症対策を厳守し、交流をする場合は、参加する学校と感染症対策等を前もって決めておくなど、感染拡大防止に万全を期すこと。
 - ・生徒、顧問、外部指導者等の体調管理を徹底し、交流及び大会に参加予定の者に発熱、咳等の風邪症状があったり、体調不良が見られたりする場合は、参加させないこと。
- (3) 各種大会に出場する際は，中体連に倣って，保護者同意書をとることとする。また，同様の対応項目がある場合は，これに従うこととする。

〈同意書様式〉

保護者同意書

中学校長 様

私は、下記のものが「三養基・神埼地区中学校総合体育大会新型コロナウイルス感染症対策」に則り開催される「三養基・神埼地区中学校総合体育大会
会 競技大会」に参加することに同意します。

生徒氏名 ()

所属部活動名 ()

令和2年 月 日 (記入年月日)

保護者氏名 ()

